条例の点検・見直しシート

		VI VI VI VI VI VI VI VI			Т	₩#04Æ0 B00 D		
Æ ITI	の時々	一会运动从位入学时在内		成年月日 		平成24年6月29日		
条例の題名		三重果税外収入通則条例	公	布 日		昭和39年3月25日		
条例番号		昭和39年三重県条例第13号	直ì	丘改正日		平成11年12月24日		
所管部局課 総務部財政課			電話番号			059-224-2119		
他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、地方自 第2項の規定に基づき、分担金、使用料、手数料及び 「税外収入」という。)に関する徴収猶予及び減免、選 必要な事項を定めるものである。			月週料その 代	也の県の歳入(以下	条例の 類型 委任型			
視点		項目		回答	検 討	内容		
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。			はい	税外収入に関する徴収猶予及び減免、遠付、			
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認 められる。			はい	税外収入に関する事項は、地方自治法第228 条及び第231条の3第2項の規定に基づき、条 例で定めることが必要である。			
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。							
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。			該当なし				
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で 規定する余地はない。)。			はい	税外収入に関する事項は、地方自治法第228 条及び第231条の3第2項の規定に基づき、条 例で定めることが必要である。			
	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。			はい	地方自治法第228条及	び第231条の3第2項		
法	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)。			はい				
性	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。			はい				
	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。			はい				
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。			はい	県民力ビジョンにおける 政の的確な運営)と整合	8行政運営の取組(県財 合している。		
有効		条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。						
性	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が 認められる。			はい	を条例で定めているもの	入に関する必要な事項		
		目的の実現のために、条例が定める手段は必要で とすべき規定はない。	あっ	はい				
率	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。			はい				
性	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。			はい				
	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正であ る。			はい				
公平	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。			はい	税外収入を徴収することで、公平性が保たれている。			
.1.71	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。			はい	税外収入を徴収する者 定的なものであるが、」 問題はない。	fに対してのみであり、限 =述のとおり、公平性に		
そ		内容において、県民(団体)、NPO等県以外の 三配慮している。	主体と	該当なし				
の他	市町等力	いら条文の改正を求める意見を受けていない。		はい				

点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない。	理	由	特	記	事	項	見直しに 関する規 定の有無	有効期限 に関する 規定の有 無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。	なも満たし、改正の必						
							無	無	